

千葉県ヤング防犯ボランティア支援物品貸与取扱要領

千葉県ヤング防犯ボランティア支援物品貸与要綱（以下「要綱」という。）の取扱いは、この要領によるものとする。

第1 団体

要綱第2条の「団体」とは、原則として5人以上の者で組織され、防犯パトロールなどの自主的な防犯活動を月1回以上行っている団体をいう。

第2 貸与物品

要綱第3条の「貸与物品」については、別表に例示されたとおりであるが、例示された資機材等又は備品等以外についても、その効果等を勘案して弾力的な取扱いをするものとする。

第3 貸与期間の更新

要綱第6条の「貸与期間の更新」については、貸与物品の耐用年数を考慮し、3年を超えての更新手続きは必要ないものとする。

2 前項の期間を経過したときは、当該物品の返還を免除するものとする。

第4 物品の管理

要綱第8条の物品を受領した団体は、適切な管理の有無に関わらず、貸与された物品を亡失したとき、又はき損により使用ができなくなったときは、速やかに県に報告するものとする。

附則

この要領は、平成23年5月13日から施行する